

令和5年8月9日

大阪市長 横山 英幸 様

大阪市地方独立行政法人
大阪市民病院機構評価委員会
委員長 西田 俊朗

意 見 書

地方独立行政法人大阪市民病院機構第3期中期目標（案）について、地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第25条第3項の規定に基づく本評価委員会の意見は下記のとおりである。

記

○ 第2 市民に提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項

3 地域医療連携の強化及び地域への貢献

(2) 地域包括ケアシステム推進への貢献

〔意見〕

福祉施設等と記載されているが、介護施設も併記するべきである。

○ 第3 業務運営の改善及び効率化並びに財務内容の改善に関する事項

2 経営基盤の強化

(4) 経費の適正化

〔意見〕

経費の削減と記載されているが、(3)材料費の適正化と表現を統一し、抑制と表記するべきである。

(7) デジタル化への対応

〔意見〕

DXに関する記載を含めてより分かりやすい表現にするべきである。

○ その他については、特に意見はない。

以 上